

函館市立巴中学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを鑑み、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応のための対策を講ずる。いじめをせず、させず、見逃さず、見て見ぬふりをせず、本校すべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、基本方針を策定する。

1. いじめの定義と基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「けんか」に見えても被害性等から「いじめ」に該当しないか慎重に考慮する）

(2) いじめの構造

いじめは、力の優劣関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく、反復継続して行われる。そのため、いじめられる生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。また、いじめは、加害・被害という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てて面白がったりする存在や、暗黙の了解を与えている「傍観者」という周辺存在によって成り立っている。こうしたことから、いじめる側といじめられる側の指導だけではいじめの解消やいじめの未然防止は不可能であり、「観衆」や「傍観者」への指導が必要不可欠である。

(3) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2. 学校におけるいじめの防止

(1) 道徳教育や体験活動等の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、心の通う対人交流能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。

(2) 開発的・予防的生徒指導の推進

生徒同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を進め、人権感覚を養い、社会の一員であり社会の形成者としての資質を育成するため、開発的・予防的な生徒指導を推進する。

(3) 生徒主体のいじめ防止活動

生徒の人間関係に関わる問題を、解決する能力の向上に資する教育活動並びにいじめ防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を推進する。

(4) 自己有用感や充実感を実感できる学校生活づくり

授業や行事の中ですべての生徒が活躍できる場面を作ったり、自己の存在感や充実感を感じられるような場所を提供できる授業づくりや集団づくりを行う。

(5) 教師自身の言動のふりかえり

教師は子どものモデルとなる。教師の言動が、生徒に与える影響の大きさを確認し、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりしていないか省みたり確認したりする。

(6) 自主性の尊重（放任ではない）

行事や部活動等でも、生徒の自主性を重んじるばかりに円滑な活動を行う上での管理等が十分に行われていないことがないようにする。

(7) 啓発活動の充実

保護者・地域に対して、学校のいじめ防止に対する取組や重要性について理解を深める啓発活動を充実させる。

3. いじめの早期発見

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう本人の訴えは勿論、アンケートや教育相談・面談を行い、日ごろから丁寧に生徒理解を深め、早期発見に努める。

(1) 実態調査

いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるために、アンケート及び生徒への面談等による定期的な調査を行う。

○いじめアンケートの実施（年2回）

○アンケート結果を踏まえた面談

(2) 教育相談

生徒及びその保護者等が、いつでも抵抗なくいじめに関する相談ができる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に評価を点検する。また、担任や副担任等への相談、保健室や相談室（スクールカウンセラー来校時）の利用を呼びかけたり、他機関による電話相談窓口についても広く周知する。

○教育相談週間（6、10月）

○スクールカウンセラーによる教育相談（週1回程度）

(3) 日常観察

ふれあい活動を中心に、全ての教育活動を通じて、生徒の様子に目を配り、生徒が発するサインを見逃さないとともに、生徒の悩みや状況を把握し、その情報を共有する。

4. 校内体制

(1) 校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(構成員)

校長 教頭 生徒指導部長 養護教諭 学年主任 関係教諭 外部専門家等

(活 動)

- ・いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめ未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること

(2)その他

- ・いじめの状況に応じ、スクールカウンセラーや函館市いじめ等巡回相談員等の活用を図る。
- ・毎月、定例的に開催する。

5. いじめ発生時の措置

(1)いじめ発生時の「いじめ防止対策委員会」の開催

- ①いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実確認を行う。
- ②いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を行う。
- ③いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるため、必要があると認められる場合は、保護者と連携を図りながら一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④スクールカウンセラーといった心理や福祉の専門家等の外部人材の活用する。
- ④犯罪行為として取り扱われるべきいじめについて、函館市教育委員会（北海道教育委員会）及び所管の警察署と連携を図りながら対処する。

【指導する際の心得】

- ①いじめはいつ頃からか、誰が誰にどのような行為をしたか正確に把握する。
- ②いじめが疑われるささいな兆候や懸念、生徒からの訴えなどを一人の教職員が抱え込むことなく、報告・相談する体制を図る。
- ③動機・理由は何か（加害者の自己弁護に注意）を把握する。
- ④周囲の生徒の状況はどうであったかを確認する。
- ⑤時間、場所など生徒に配慮した面談を行う。
- ⑥生徒ごとの聞き取り及び指導事項を記録し、情報の集約と共有を図る。
- ⑦事実を整理し、学校としての指導方針を示す。いじめられた側の親の切ない気持ち・怒りを理解し、誠意を持って対応する。
- ⑧被害生徒の保護者へ速やかに事実を告げ、学校に落ち度があれば謝罪する。
- ⑨加害生徒の保護者へ事実を伝え、いじめられる側の子どもと親の気持ちを理解してもらう。自発的に子どもと謝罪に行く気持ちになるよう働きかける。
- ⑩いじめた側の保護者へ家庭における教育の見直しについて具体的に助言する。
- ⑪いじめの外側にいる生徒へいじめの事実を伝え、集団としての在り方を指導する。いじめは、絶対許される行為ではなく。傍観的な態度は許さないという基本姿勢を貫く。

*いじめが「解消している」状態のおさえ

- ・ いじめに係る行為が相当の期間止んでいること（少なくとも3か月を目安）。
- ・ いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（児童生徒および保護者に面談等で確認）

(2) 重大事案への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対応をとる。

- ① 重大事案が発生した旨を、函館市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 函館市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する方針を決定する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記調査結果について、いじめを受けた生徒・保護者、関係機関へ事実関係その他の情報を適切に提供する。

(3) インターネット上でいじめが発生した時の対応

掲示板等インターネット上の誹謗・中傷等の書き込みや、いじめと疑われる書き込み等を発見または書き込み等に関する相談を受けた時は、次の対応をとる。

- ① 書き込み等の内容を確認し、保存する。
- ② 掲示板管理者へ削除を依頼する。利用規約を確認し学校のパソコン等から削除を行う。
- ③ 削除されない場合は、警察に相談・依頼する。もしくは人権擁護委員会等に相談する。

【生徒への指導のポイント】

- ネット上での誹謗・中傷はいじめであり、許される行為ではない。
- 匿名で書き込んでも個人が特定され、悪質な場合は犯罪となる。
- マナーを守らない誤った使い方は、ストーカー被害などに巻き込まれる恐れがある。
- 軽いのりで同調した場合も、加担したと見なされる。

6. 評価

いじめ問題について、その実態把握や対処・指導などが組織的に行われているかどうかを学校評価に位置付ける。また、定期的に自己評価と点検も行う。

7 年間指導計画

	委員会・研修会等	未然防止の取組	早期発見の取組	備 考
4月	いじめ防止対策委員会 生徒指導研修会	生活心得の指導 学級・学年づくり いじめ撲滅宣言	家庭訪問	PTA 総会で説明・啓発 いじめ防止基本方針の設定（見直し）
5月	生徒指導研修会 いじめ防止対策委員会	校内体育大会の取組での人間関係づくり	相談室の利用の仕方 SC 連携	
6月	いじめ防止対策委員会 いじめアンケートでの情報交換		いじめアンケートの実施 教育相談（チャンス相談）	道教委いじめ調査
7月	いじめ防止対策委員会	情報モラル教室 夏休みの心得指導	家庭訪問	校外生活委員会
8月	いじめ防止対策委員会		夏季休業明け実態把握	
9月	いじめ防止対策委員会	文化祭の取組での人間関係づくり		
10月	教育相談での情報交換 いじめ防止対策委員会		教育相談	
11月	生徒指導研修会 いじめ防止対策委員会	いじめ撲滅集会	いじめアンケートの実施	
12月	学校評価 いじめ防止対策委員会	情報モラル教室 冬休みの心得指導	二者・三者懇談会	道教委いじめ調査 校外生活委員会
1月	いじめ防止対策委員会		冬季休業明け実態把握	
2月	いじめ防止対策委員会			
3月	いじめ防止対策委員会 （まとめ）	春休みの心得指導		